

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会について

平成25年9月27日
内閣総理大臣決裁
平成26年6月27日
一部改正
平成26年12月22日
一部改正
平成27年7月31日
一部改正
平成29年11月28日
一部改正
令和3年9月7日
一部改正
令和4年10月19日
一部改正
令和5年10月13日
一部改正

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（参）
構成員 内閣官房副長官補
内閣官房内閣審議官
内閣府地域経済活性化支援機構担当室長
内閣府民間資金等活用事業推進室長
公正取引委員会経済取引局長
金融庁総合政策局政策立案総括審議官
総務省大臣官房地域力創造審議官
総務省国際戦略局長
財務省大臣官房総括審議官
財務省理財局長
文部科学省科学技術・学術政策局長
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
経済産業省経済産業政策局長
経済産業省商務・サービス審議官
経済産業省中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長
国土交通省国際統括官
環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官